第３　今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第９章　市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第１　海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成23年１月に策定した第７期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の１つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、また、そのための一層の人材育成、体制整備を図っていくとしたところである（附属資料333頁以下参照）。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

１　ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）における活動

ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から205機関が加盟している（うち普通会員117、準会員12）。証券監視委は、平成５年10月に準会員として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

ＩＯＳＣＯでは、最高意思決定機関である代表委員会（ＰＣ：Presidents’ Committee）を中心とした総会が年１回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から幹部が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、ＩＯＳＣＯには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）と、その下に７つの委員会（Committee）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第４委員会（Ｃ４）に参加している。

Ｃ４では、国境を跨いで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成24年度は、情報交換に関して非協力的な当局との対話や問題業者に関する投資者への警告等についての議論が行われ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

また、証券監視委は、平成14年５月のＩＯＳＣＯ年次総会で採択された証券規制当局間のMMOU（多国間情報交換枠組み）への加盟申請当局がＩＯＳＣＯ事務局に提出した申請書類の審査等を行う審査グループ（ＳＧ：Screening Group）にも参加している。

２　情報交換枠組みの活用

⑴　金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為が増加することが懸念されることから、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠であると認識している。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うための情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、豪州証券投資委員会（ＡＳＩＣ）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）並びにニュージーランド証券委員会（ＳＣ）（現・ニュージーランド金融市場機構（ＦＭＡ））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築された。

⑵　MMOUについては、ＩＯＳＣＯ加盟当局は遅くとも平成22年１月１日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成22年のモントリオール総会において、平成25年１月１日までに全ての同機構加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められたところ、未署名当局に対しては、同機構が署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置を取っており、全加盟当局の署名を促進する作業を進めているところである。平成25年３月までにMMOUに署名を行った当局（Ａ署名）数は94、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局数は25となっている。

我が国においても、金融庁が平成18年５月に署名申請を行い、平成20年２月にMMOUの署名当局として承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通じ、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

⑶　平成24年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、日本市場におけるクロスボーダーの不公正取引に対し、以下の通り、５件の課徴金納付命令勧告及び４件の刑事告発を行った。

①　課徴金納付命令勧告等

イ．有価証券報告書等の虚偽記載（１件）

オリンパス株式会社が連結子会社から除外したファンドを用いた含み損・負債の簿外処理や資産性のないのれんの計上を行った有価証券報告書等（平成19年３月期有価証券報告書～平成23年６月第１四半期報告書）を、関東財務局長に提出した事案につき、課徴金納付命令勧告を行った。（第６章第２　２⑴①参照）

ロ．内部者取引（３件）

リーマンショック後に集中した大型公募増資案件について、主幹事証券会社等の営業員等から重要事実の伝達を受けた内外プロ投資家による内部者取引が行われていたことが複数の事案で判明した。このうち、ジャパン・アドバイザリー合同会社事案（２件）、First New York Securities L.L.C.事案（１件）につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第５章第２　２③～⑤参照）

ハ．株価操縦（１件）

米国籍のヘッジファンドの関係会社であるタイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシーが、日本の証券市場に上場する事業会社の株式の売買を誘引する目的で、複数の証券会社に発注を行い、当該事業会社の株式の株価を引き上げるなどして、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第５章第２　２⑥参照）

②　告発

○　投資一任契約の締結に係る偽計（４件）

関東財務局に登録しているＡＩＪ投資顧問株式会社の代表取締役ほか２名が共謀し、運用するファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、ファンドの運用実績は好調で、一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料を提示するなどし、年金基金に投資一任契約を締結させようと企て、よって偽計を用いた事案につき、MMOUを利用して、情報を入手し、合計で４件の告発を行うに至った。（第７章第２　２⑴①～④参照）